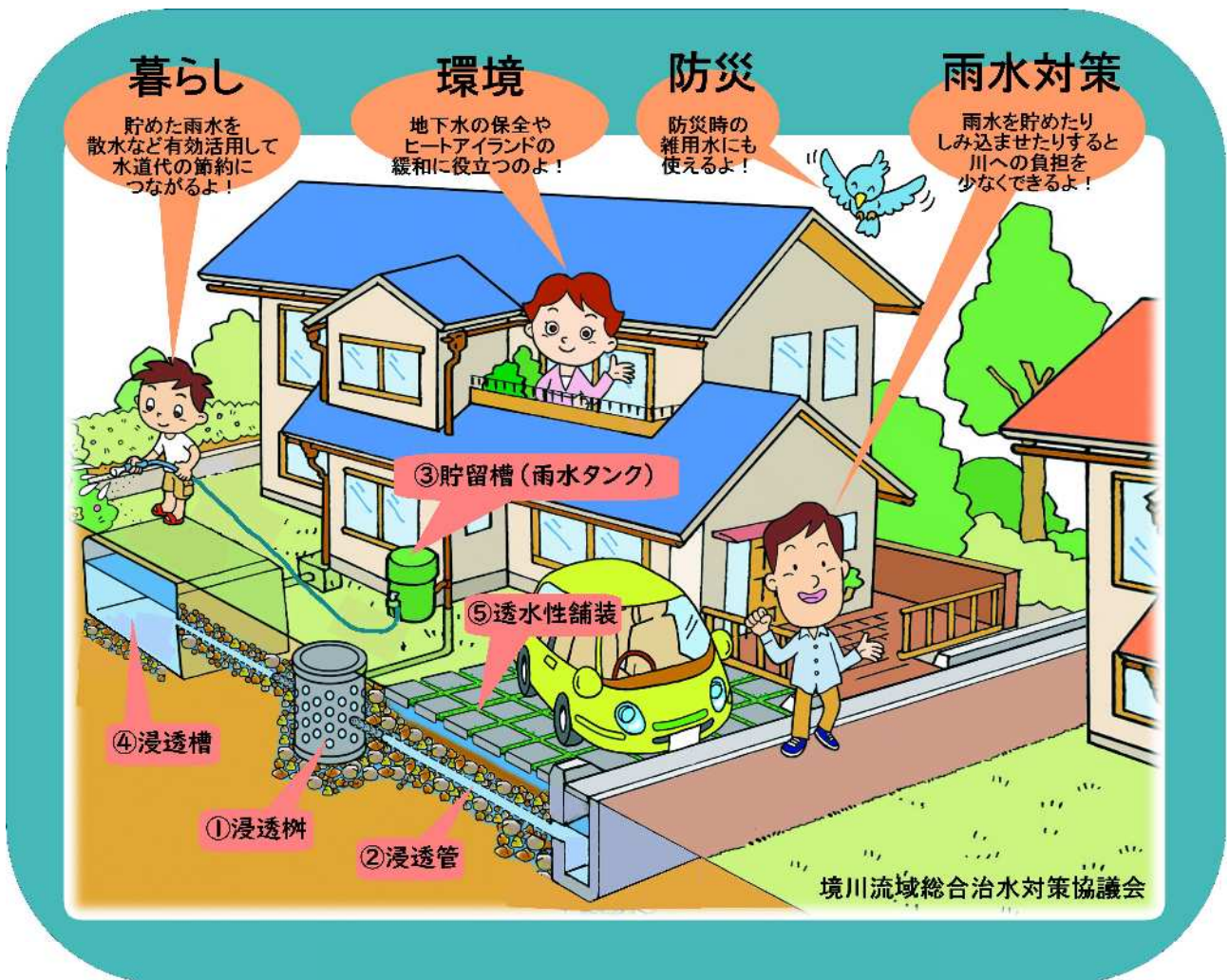


雨水貯留浸透施設 (雨水タンク・浸透柵等)の 設置補助金のご案内



お問合せ・申請先

豊明市役所 経済建設部 土木課

TEL 0562-92-1116(直通) Mail : doboku@city.toyoake.lg.jp

補助対象施設及び補助金額

対象：豊明市内の宅地等に設置する雨水貯留浸透施設の設置工事を行うもの

対象とならないもの

- (1) 既にある貯留浸透施設を作り変えようとするもの
- (2) 同一の住宅等において、合計額が補助金上限を超えるもの
- (3) この補助金以外の補助金を受けるもの又は移転補償等機能回復により設置するもの
- (4) 販売分譲を目的にしている住宅、宅地等に設置するもの
- (5) 市税を滞納している者が設置するもの
- (6) 特定都市河川浸水被害対策法第30条に規定する行為のため設置するもの
- (7) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

①浸透柵

- ・内幅20cm以上の透水性の柵材
- ・1基当たり7,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助

②浸透管

- ・内径5cm以上の透水性の管材
- ・1m当たり3,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助

③貯留槽（雨水タンク）

- ・100ℓ以上の貯留容量のもの
- ・100ℓ当たり15,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助

④浸透槽

- ・100ℓ以上の槽容量で浸透性の槽材
- ・100ℓ当たり4,000円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助

⑤透水性舗装

- ・10㎡以上施工するもの
- ・1㎡当たり500円又は設置費用の2/3のいずれか低い額を補助

- ・1件当たりの補助金上限金額は15万円です。
- ・詳しくは豊明市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱をご覧ください。

申請手続きの手順

1. 市役所へ相談（土木課）

- ↓ ・設置したい施設の計画を決めて、市役所に事前にご相談ください。

2. 補助金交付申請書（様式第1号）の提出

- ・補助金交付申請書に以下の資料を添付してください。
- ↓
 - ①施設の設置場所の案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、構造図など）
 - ②見積書の写し（見積者の押印があるもの）
 - ③貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）

3. 補助金交付の決定

- ↓ ・審査のうえ交付決定通知書（様式第3号）により通知します。

4. 施設の購入、設置工事の着手

- ↓ ・交付決定通知書が届いてから、施設の購入及び設置工事の着手を行ってください。
- ↓ ・交付決定後、申請内容に変更が生じる場合は変更交付申請書（様式第2号）により変更手続きをしてください。

5. 設置工事の完了

- ↓ ・対象施設の購入先又は設置工事業者から必ず領収書をもらってください。

6. 設置完了届（様式第4号）の提出

- ↓ ・設置工事完了後、速やかに設置完了届を提出してください。
- ↓ ・設置完了届には以下の資料を添付してください。
- ①貯留浸透施設の設置後の現場写真（状況が把握できるもの）
 - ②領収書の写し

7. 検査及び補助金交付額の確定

- ↓ ・設置完了届提出後、現地検査を行いますので立会いをお願いします。
- ・検査に合格しましたら検査結果通知書（様式第5号）により通知します。

8. 補助金の請求

- ↓ ・検査結果の合格通知が届いたら、請求書（様式第6号）により請求してください。

9. 補助金の支払い

- ↓ ・補助金の請求後、市役所から口座振込みをします。

10. 維持管理

- ・機能を維持するために清掃や土砂除去などを行い、適正な維持管理に努めてください。